

「2019年度職場改善諸要求(車両所関係)」に関する業務委員会を開催!

12月26日、地本は「2019年度職場改善諸要求(車両所関係)」に関する申し入れ(9月30日付)について関西支社と業務委員会を開催しました。参加者は、組合側は柳楽副委員長、今田組織部長、西教宣部長、渡邊組織担当部長、笹田業務部長。会社側は、甘楽人事課課長代理、高橋運輸課課長代理、毛利車両課課長代理、岡本人事課係長でした。

「申」第11号「2019年度職場諸要求(車両所)」に関する申し入れ

これまで職場改善諸要求による申し入れにより会社に労働条件の改善を求めてきた。しかし、いまだに職場には改善されない様々な問題が山積している。また、多くの組合員が出向先で奮闘しているが、各々の出向会社においても改善すべき多くの課題が発生している。このままでは、組合員の安全・健康を脅かすことになり、労働組合としても放置するわけにはいかない。

よって組合員が安心して働ける労働条件を求めて、大阪修繕車両所、大阪仕業検査車両所、大阪交番検査車両所、大阪台車検査車両所、(株)新幹線エンジニアリング、(株)関西新幹線サービック(鳥飼基地関係)に関する職場改善の諸要求を以下のように申し入れるので、早急に労使協議の場を設定し改善すること。

組合の申し入れに対する会社回答は以下の通りです。

I. 各車両所共通の改善要求について

1. 安全・労働条件について

- (1) 事故や不具合が発生した場合に、関係社員に事情を聴くことは仕方ないが、当事者でない限り時系列報告書の強要はやめること。

【会社回答】

事実を明らかにするため、今後も必要な社員には時系列等報告書の作成を指示する。

- (2) 責任事故・ヒューマンエラーを起こした社員に行う「復帰教育」を直ちにやめること。

【会社回答】現行通りとし、必要な教育を実施していく。

(3) 「復帰教育」で行われる「見極め試験」に合格した社員は、直ちに復帰させること。

【会社回答】現行通りとする。

(4) 見習者への指導者は、現在、見習い終了したての社員により行われている場合が見受けられる。指導者は確実な技術継承を目的として各担務に精通したベテラン社員とすること。

【会社回答】

指導者は必要な知識・技能を有していることを確認した者を指定している。

(5) 新入社員の未経験者に、B担務（検査担当）を指定しないこと。

【会社回答】

必要な教育を行ったうえで、適切な担務指定を行っており問題ない。

2. 設備・環境について

(1) 熱中症予防のために「スポーツ飲料」を数量限定せずに現場詰所に置き社員が飲めるようにすること。

【会社回答】

防暑対策は、各職場に対応可能な対策を実施してきたところである。従って、「スポーツドリンク」を配布する考えはない。

3. 勤務について

(1) 職務に服するための着替え時間及び昼休憩後の移動時間を労働時間内に含めること。

【会社回答】そのような考えはない。

(2) 年休を最優先とし、年休を抑制する見習いと出張はやめること。

【会社回答】

現行通り、申込日等の諸要素を勘案した結果、年休が発給出来ないケースもあることは理解されたい。

(3) 勤務時間外の勉強会等を超勤扱いとすること。

【会社回答】

業務指示は業務上の必要により会社が判断する。

(4) 昇進試験の取扱いは、自己の時間とせず勤務時間扱いとすること。

【会社回答】支社権限外事項である。

(5) 職場での本人意志を無視したプロジェクト参加強要をやめること。

【会社回答】

プロジェクト「One STEP」活動に統合したが、その指定は個々人の能力、適性を総合的に判断している。

(6) 強制される個人業研をやめること。

【会社回答】

研究業務の指定は個々人の能力、適性を総合的に判断している。

4. 通勤について

(1) 社員が希望する通勤手段・通勤経路を認めること。

【会社回答】 支社権限外事項である。

(2) 現在、会社は、鳥飼基地に通勤する社員に対し、公共交通機関による通勤、自転車等による通勤を認めており、社員は希望する通勤手段で通勤している。しかし、自転車等による通勤が認められない事象が発生している。例えば、転勤に伴い（車両所間、仕業から台検や修繕、修繕から仕業や台検、台検から修繕や仕業）それまで認められていた自動車通勤するため必要な駐車許可証が転勤先では発行されず、やむを得ず、自転車や二輪車で通勤している社員、公共交通機関による通勤に変更された社員が多数発生し、やむなく転居された社員までいるのが現状である。また、それ以上に多くの社員が駐車許可証の順番を待っている状況である。この間、駐車許可証の発行について職場諸要求等で早急な駐車許可証の発行を要求し、会社は、工事中で駐車場の確保ができない等の理由により、駐車許可証を発行していない。早急に駐車場の確保と駐車許可証を発行すること。

【会社回答】 そのような考えはない。

(3) 出勤時は、自転車・単車・自動車の車両所構内の通り抜けを認めること。

【会社回答】 そのような考えはない。

(4) 退勤時の茨木駅行き通勤バスは、17時35分発または、17時40分発を増設すること。

【会社回答】

通勤バスのダイヤについては、利用実態に応じて適切に設定しており、そのような考えはない。

(5) 茨木バスターミナルに屋根を設置すること。

【会社回答】 権限外事項である。

(6) シャトルバスの乗降は、作業性を考慮し従来通り、交検班長室前と臨修庫前で乗降できるようにすること。

【会社回答】

通勤バスのダイヤについては、利用実態に応じて適切に設定しており、現状で対処されたい。

(7) 通勤時の背広強要をやめること。

【会社回答】

通勤の服装は自由であるが、社会人にふさわしい服装の代表例がスーツであると考えている。強要しているものではない。

(8) 災害等で帰宅困難者に対し情報の伝達や会社の対応を明確にすること。

【会社回答】

災害等により往路、復路共に所定通勤経路・方法での通勤が不可能な場合は、事前に箇所長等に連絡をすることとしており、状況等に応じて異経路での通勤を承認し、交通費を支給するほか、職場で宿泊施設の利用も許可するなどの対応をしている。

(9) 通勤回送を朝1本、夕方2本増やすこと。

【会社回答】

列車運用に関しては本線優先であるため現状で対処されたい。

(10) 朝夕の通勤回送を着発において、乗降車させること。

【会社回答】

社員の安全確保等の観点から、現行通りとする。

(11) 空いている駐車場はすみやかに社員に貸与すること。やもえず、民間の駐車場を借りている社員には、その個人の負担額を会社が支払うこと。

【会社回答】 そのような考えはない。

5. 福利・厚生について

(1) 会社が主催するレクレーション活動での事故・怪我は労災扱い同様の処置とすること。

【会社回答】

これまで通り業務または通勤に起因する災害を労災として取り扱う。

(2) 鳥飼食堂の運営に対して社員にアンケート調査を行い早急に対応すること。また食堂前の休憩所を拡大し、食堂内にもTVを設置すること。

【会社回答】

運営に関しては適切に対応している。また休憩室の拡大やテレビの設置についても現行通りとする。

6. 庁舎環境について

(1) 事務所棟 6 階風呂の入浴規制時間を撤廃し、勤務時間外であればフルタイムで入浴できるようにすること。

【会社回答】 現行ルールを変える考えはない。

(2) 6 階男性用トイレを増設すること。

【会社回答】 現行通りとする。

(3) 混雑解消と健康面から庁舎階段を使用可とすること。

【会社回答】

セキュリティの観点から、原則として総合事務所棟の 5 階から 9 階までは階段使用は認めない。

(4) 全社員に緊急時の避難訓練を行うこと。また災害・緊急時の避難箇所を明らかにすること。

【会社回答】

避難経路、避難箇所については、各階エレベーター前の壁に掲出している。よく確認し、緊急時には迅速に避難できるようにされたい。

II. 大阪修繕車両所に関する改善要求について

1. 設備・環境について

(1) 検修員詰所・更衣室・ワーキングルームの時計をすべて電波時計に変更すること。

【会社回答】 現行通りとする。

(2) 更衣室・待機室兼食堂は蛍光灯が少なく暗いため蛍光灯を増設すること。昨年度の回答で、LED を設置したとなっているが、側面の壁からの照明であり、待機室兼食堂全体は薄暗く感じる。

【会社回答】 LED の補助照明を増設しており、現状で対処されたい。

(3) 待機室兼食堂に流し台を設置すること。また、消臭のための換気扇を設置すること。

【会社回答】 現行通りとする。

(4) 待機室兼食堂に製氷機と臨修庫で作業をする場合、水分補給のためのお茶を作るた

め IH クッキングヒーターを設置すること。

【会社回答】 現行通りとする。

(5) 検修員詰所にヘルメットと安全靴用のロッカーを設置すること。また、現在設置されているヘルメット置場の消臭のため換気扇を設置すること。

【会社回答】 現行通りとする。

(6) 臨修庫にシャワー設備を設置すること。

【会社回答】

現行通りとする。なお、入浴が必要と思う場合は個別に管理者に申し出ること。

(7) 臨修庫に空調設備付の打ち合わせ室を設けること。

【会社回答】 現行通りとする。

(8) 臨修庫及び研削庫の鳥を駆除すること。また、糞害防止すること。

【会社回答】

現行通りとする。なお、カラスの防除マットを敷設する等行っているが、引き続き、対応方を検討している。

(9) 事務所棟 1F の工具室のロッカー等を整理し、使いやすくすること。

【会社回答】

不要なロッカーを整理しており、より使いやすくなったと把握している。

(10) 仕業庫東方に作業表示灯を設置すること。

【会社回答】

所内のプロジェクト等で移設に関して検討を進めているが車両検修と密接にかかわる大規模な工事が必要となるので、今後も十分精査した上で必要な対応を検討していく。

(11) 仕業庫サービスデッキの転落防止チェーンの取外し、取付けが容易なものに取替えること。

【会社回答】 現行通りとする。

(12) 仕業庫 0 番線から 3 番線までのピット溝の排水をすること。

【会社回答】

平成 30 年度下期から清掃契約を行い、定期的に清掃作業等を実施しているほか、仕業庫 1 番線から 3 番線の床下検修車に水切りをつける対策を講じている。引き続き、不良箇所等を発見された場合は管理者に申告されたい。

(13) 仕業庫での作業において庫 6 番線や庫 7 番線はピットの床が高く作業性が悪い。また、無理な姿勢での作業になるので、床下作業は庫 0 番線から 5 番線までの作業とすること。

【会社回答】現行通りとする。

(14) 修繕車両所の作業は、基本的に臨修庫での作業を基本とし、臨修庫の入出庫をスムーズに行い修繕作業の時間を確保すること。(運転本数増大に伴い鳥飼基地構内の入換作業が多くなり、臨修庫の入出庫に時間がかかっている)

【会社回答】現行通りとする。

(15) 西電留線や東電留線での作業をやめること(昨今の運転本数増大に伴い鳥飼基地構内の入換作業が多くなり、臨修庫の入出庫に支障がきたしているため、西電留線や東電留線での作業が多くなっている。西電留線や東電留線での作業は線路横断や工具及び車両部品の運搬による労働災害の発生が懸念されるため)

【会社回答】現行通りとする。

(16) 作業用自動車を 5 人乗りの荷物が積めるタイプ(ミニバン)のものにすること。

【会社回答】業務に必要な手段は確保されているため、現状で対応されたい。

(17) 台交分準分割作業で、台検庫入庫時、パンタグラフの下降を目視で確認するが、夜間は確認しにくいいため、灯光(LED)が設置されているが、照らしている方向が悪い。上からの灯光となるように設置すること。

【会社回答】現状にて対処された。

(18) 修繕担当者用と操縦担当者用の自転車を増備すること。

【会社回答】現行通りとする。自転車が不足しているとは聴いていない。

(19) 構内操縦担当者用のチェック簿のバインダーを個人貸与すること。

【会社回答】

タブレット入力に変更となり、バインダーは使用していない。

(20) 作業用の吸汗性のよいアンダーシャツを貸与すること。

【会社回答】支社権限外事項であるがそのような考えはない。

(21) 作業で使用するカップや安全チョッキは汚れや傷み具合に関係なく 1 年に 1 回更新すること。

【会社回答】支社権限外事項である。

(22) 夏用の作業着（ツナギ服）を貸与すること。

【会社回答】

ツナギタイプ空調服の試行を開始している。

(23) 半年毎に軍手1ダース、軍足6足を貸与すること。

【会社回答】

使用頻度、作業内容等を考え、箇所で適切に判断している。

(24) 洗濯機を全自動タイプ（洗濯から乾燥まで）に更新し、設置台数を増やすこと。また、故障した際は、速やかに修理・取替を行うこと。

【会社回答】

現行通りとする。また故障に関して報告があれば適切に対応する。

Ⅲ. 大阪仕業検査車両所に関する改善要求について

1. 労働条件に関する改善要求について

(1) SEKとの契約内容を明らかにすること。

【会社回答】契約内容については明らかにする考えはない。

(2) SEK担当の修繕業務は終了までSEKが責任を持って完了させること。

【会社回答】庫の計画と業務量に応じて適切に対処している。

(3) SEK担当は車内検査担当であるため、報告書なども責任施工とすること。

【会社回答】これまでも、必要な報告はSEKに求めている。

(4) 仕業・申告の作業と修繕車両所の作業区分を明らかにすること。

【会社回答】作業区分に関しては、全体の検修作業の状況により適宜適切に判断している。

(5) 日勤帯の班長1名及び日勤帯の申告担当0～3名勤務、夜勤の申告担当4名にしている作業本数を明らかにすること。

【会社回答】入庫本数に踏まえて、要員は適切に配置している。

(6) 班長、仕業、申告担当者の休憩時間はしっかりと指定されている。しかし、時間通りに休憩をとれていない。この状況を改善されたい。

【会社回答】作業は繁閑や進捗によって、休憩変更等が発生することはご理解いただきたい。

(7) 停電があるのも関わらず、最大の仕業本数を指示する。この為、初めから休憩時間の変更が指示されている。休憩変更ありきの停電と仕業本数をやめること。

【会社回答】作業は繁閑や進捗によって、休憩変更等が発生することはご理解いただきたい。

(8) 停電のため、作業検査終了時間が頻拍してくると、作業間（作業検査前後の準備時間）を短くし停電後に後入力させている。停電時間を延長するか作業本数を減らし、焦らすようなことをしないこと。

【会社回答】

焦らせているような事実はない。なお、作業は繁閑や進捗によって、休憩変更等が発生することはご理解いただきたい。

(9) 戸締めや前頭部洗浄などでサービックとの競合作業によって問題が発生している。競合作業を行わないこと。

【会社回答】現行通りとする。

2. 作業庫等の設備改善要求について

(1) 作業庫2番線海側及び3番線山側のサービスデッキ下のパイプやアンクルは13号車から16号車付近までは地上から180cm位の高さになっているが、1号車から12号車付近では160cm位しかなく、側検査を行う際に非常に危険である。労災防止の観点からも早急に改修すること。

【会社回答】現行通りとする。なお、通行時には十分注意されたい。

(2) 熱中症予防として作業・申告現場作業詰所内に冷水器を設置すること。

【会社回答】現行通りとする。なお、水分補給は十分留意されたい。

(3) 作業庫の床下点検通路の清掃・整備を定期的に行うこと。

【会社回答】

平成30年度下期から清掃契約を行い、定期的に排水溝清掃等を行っているほか、作業庫1番線から3番線の床下検修車に水切りを付ける対策を講じている。

(4) 作業庫の床下点検通路の蚊等の害虫駆除について「害虫駆除については適切に行っている」との回答を以前に行っているが今年も害虫が発生している。管理者にも申し出ているにも関わらず全く改善されていない。早急かつ定期的に駆除すること。

【会社回答】

排水溝清掃時に害虫駆除剤の噴霧等を実施しているが、引き続き、必要の都度実施していく。

(5) 作業庫の床下点検通路の排水不良について「修繕等は必要な都度実施している」との回答を以前に行っているが、管理者に申し出ているにも関わらず全く修繕が間に合

っていない。床面に水が溜まり滑って危険である。早急に修繕すること。

【会社回答】

平成30年度下期から清掃契約を行い、定期的に清掃作業等を実施しているほか、作業庫1番線から3番線の床下検修車に水切りをつける対策を講じている。引き続き、不良箇所等を発見された場合は管理者に申告されたい。

(6) 点検通路に設置されている汚物処理のための排水設備周辺並びに床下点検通路に溜まっている排水等は汚物等が混入しているが衛生面で検査・管理されているのか明らかにすること。

【会社回答】

定期的に排水溝清掃を行っており、設備不良による排水不良があれば速やかに対応しているため衛生上問題はない。

(7) 作業庫内のカラスの駆除について「カラスの駆除は定期的に行っている」との回答を以前に行っているが、管理者にも申し出ているにも関わらず、まだまだ間に合っていない。停電事故等も想定される事態であり早急に駆除すること。特に、作業庫の点検通路にはカラスの糞が散乱している。衛生面からも早急に対策を行うこと。

【会社回答】

現行通りとする。なお、カラスの防除マットを敷設する等行っているが、引き続き、対応方を検討していく。

(8) 作業庫天上照明や作業線の各ピット内蛍光灯の切れが数十か所ある。庫7番線においてはNFB落下による滅灯が数十メートル渡っている箇所すらある。労災防止のためにも早急に修繕すること。また、LED化すること。

【会社回答】

設備不良があれば、調査のうえ関係箇所へ修繕依頼を行うなど適切に対処している。

(9) サービスデッキ下部にコンクリートが腐食し、鉄筋が剥き出しになっている箇所が見受けられる。早急に調査・修繕すること。

【会社回答】

作業庫サービスデッキ下部のコンクリートに関しては、定期的に検査・修繕しており状態を把握している。安全性や耐久性に問題は無く、状態に応じて修繕していく。

(10) 庫7番線のピットが低いため、検修車の乗り降りが困難であり、怪我等の労災も考えられる。ピット床面を掘って低くするか、検修車を改修すること。これができなければ、庫7番線を作業検査対象番線から除外すること。

【会社回答】

現行通りとする。なお、検修車には周囲をよく確認してから乗車されたい。

- (11) 仕業庫の修繕、改修が進んでいない状況を鑑み、修繕計画と予算を明らかにすること。

【会社回答】

仕業庫については、定期的に検査等を実施しており計画等明らかにする考えはない。

3. 貸与品、福利厚生等の改善要求について

- (1) 軍手、軍足は社員が必要とする数を貸与すること。

【会社回答】 使用頻度、作業内容等を考え、箇所で適切に判断している。

- (2) 軍手、軍足の貸与については、大阪仕業検査車両所ではその都度交換方式となっているが、事業所毎で、年間の貸与数、貸与方法が違うのか明らかにすること。

【会社回答】 使用頻度、作業内容等を考え、箇所で適切に判断している。

- (3) 風呂の入浴規制時間を撤廃し、勤務時間外であればフルタイムで入浴できるようにすること。

【会社回答】 現行ルールを変える考えはない。

- (4) 仕業申告現場詰所の食堂にテレビがあるものの、アンテナが悪く受信が不十分である。新たなアンテナを設置すること。

【会社回答】 現状で対処されたい。

4. その他の改善要求について

- (1) 大阪仕業検査車両所の仕業・申告班で使用している携帯電話はカメラ機能が制限されており、カメラが使用できない状態ある。

現在は遠い号車（作業現場）と詰所等との連絡・打ち合わせなので写真が必要な時や写真で状況を説明する時などは一旦、詰所まで帰り、デジカメを持ち出して映し、また、詰所に帰ることとなり、大変手間がかかっている。よって、携帯電話のカメラを使用できるようにされたい。

【会社回答】

業務用携帯電話は、各種作業において、作業者間の連絡・報告のために配備しているものであり、不具合事象を把握するために現場で確認することが正確で最も効率的であると考えており現状で対処されたい。

- (2) 大阪仕業検査車両所の仕業・申告班では当直からくる作業指示書等はファックスで送られてきている。よって添付されている写真等は大変わかりにくい。

また、現場詰所のパソコンで作成した写真入りの故障報告書等を当直にファックスで送るが、わかりにくく、保存ができないため、結局、SDカードに取り込んで、それを持っていくという状況である。よって当直と現場詰所をファックスではなくLANケーブル等で結んで、パソコンやプリンターで写真等がきれいに送信できるようにされたい。

【会社回答】現状で対処されたい。

IV. 大阪交番検査車両所に関する改善要求について

1. 設備・環境について

(1) B通路に古い扇風機を何台か増配備したがまだ全号車分は置かれていない。この暑さを考え各台車毎に1台ずつ扇風機を配備すること。

【会社回答】

既に一両につき一台の扇風機を配備している。また、その他の熱中症対策を合わせて検討している。

(2) 現場詰所から両端の作業箇所に行くには時間がかかる。1ユニットと4ユニットのB担・C担に自転車を提供すること。

【会社回答】

検査に影響があるわけではなく現状で対処されたい。

(3) 「更衣室」内に手洗い場を設置すること。

【会社回答】

新検修員詰所に手洗い場を必要数設置しており、現状で対処された。

(4) 「現場詰所」内に洗濯機・乾燥機を増設すること。

【会社回答】

適切な箇所に適切な数量を配置しており現状で対処されたい。

(5) 庁舎2Fの洗濯場の故障した洗濯機・乾燥機を取り替えること。

【会社回答】

故障があれば適切に対応している。

(6) 車通勤者の交検庫までの車での入構を認めること

【会社回答】

事故防止の観点から、そのような考えはない。

(7) 現場詰所から両端の作業箇所に行くには時間がかかるので2・15号車のB・C担

当用に自転車を配備すること。

【会社回答】

検査に影響があるわけではなく現状で対処されたい。

(8) 1・16号車にも「冷風扇」を配備すること。

【会社回答】 現行通りとする。

(9) 庁舎2階にある「組合掲示板」を庁舎3階の食堂前通路に移設すること。

【会社回答】 現行通りとする。

2. 業務関係について

(1) 朝の点呼で伝達する「指示書」の内容確認と「チェックシート」類の準備のために「作業準備時間」を設けること。

【会社回答】 現行通りとする。

(2) 「運用調整日」を丸1日の教育とせず、A交のみ教育とかE交のみ教育とか「弾力的な運用調整」をすること。

【会社回答】 必要な取り組みを実施しており現行通りとする。

(3) 特修班の要員を増員し、「運転台作業の遅れ」や「ハコ作業の遅れ」に対応させること。

【会社回答】 現行通りとする。なお必要な要員は配置している。

(4) 2007年から「データ取り」として行っている「連換調整」については「65mm固定」とすること。またデータを社員に公開すること。

【会社回答】 現行通りとする。

(5) 「側引戸引き通しテスト」時に安全帯は不着用とすること。

【会社回答】 現行通りとする。

(6) X・G編成で毎交車掌SWの検査を行っているが2交検に1回の検査とすること。

【会社回答】 現行通りとする。

(7) 庁舎2階にある「組合掲示板」を庁舎3階の食堂前通路に移設すること。

【会社回答】 現行通りとする。

(8) 翌日の「担務分担表」は昼休憩時間までに発表すること。

【会社回答】現行通りとする。

(9) 朝の点呼で伝達する「指示書」の内容確認とタブレット端末を操作してチェックシートを準備するための「作業準備時間」を設けること。

【会社回答】現行通りとする。

(10) 1年間に発生する「運用調整日」を小バラシにして「A・P交施工」とか「P・E交施工」の交検施行日を設けること。

【会社回答】

必要な取り組みを実施しており、現行通りとする。

(11) P・E交の台車相互チェック時にとりよりの番線の車両を加圧した場合は「喚呼」を省略すること。

【会社回答】現行通りとする。

(12) 月2回実施しているA交終了後の「NT活動」は時間に余裕がないのでとりやめること。

【会社回答】

労災防止、ヒューマンエラー防止の為の取り組みであり現行通りとする。

V. 大阪台車検査車両所に関する改善要求について

1. 基本要件について

(1) 始業点呼を6F事務所棟で行うこと。

【会社回答】現行通りとする。

(2) 技術継承の観点から社員の転勤は最低でも5年間は転勤させないこと。

【会社回答】

社員個人々人に対し、安全面や技術面で必要な教育を行ったうえで、適性・能力などを総合的に勘案して異動を決定している。

(3) 輪軸・台車グループ間の交流を活発化させ技術力向上に向け努力すること。

【会社回答】

必要な交流は既に行っているため、現行通りとする。

(4) 現在様々な教育を勤務時間内で行っているが、行程白紙日でやること。

【会社回答】

今後も作業状況を見て適切に教育を実施していく。なお作業等の事情で受講出来なかつ

た社員については後日同内容の教育を実施している。

- (5) 各職場に事務担当社員を配置し、事務処理用パソコンを設置すること。
また手待ち時間でも手続きが出来るようにすること。

【会社回答】

パソコンに関しては、必要台数設置されており、現状で対処されたい。また、申請は社員にとって福利厚生等、自己の権利の行使に関わる行為であり、自己の時間で入力すること。

2. 防暑・防寒対策について基本要件について

- (1) 現場に浄水機能付き冷水器の増設すること。

【会社回答】 現行通りとする。

- (2) 現場に詰所を設け冷暖房の充実化すること。

【会社回答】 現行通りとする。

- (3) 台車組み立て・中修上の屋根に防暑塗装を施すこと。

【会社回答】

塗装だけが対策ではなく、台車検修設備更新の際、必要な冷暖設備を更新している。

3. 設備・環境について

- (1) 台検庫内の雨漏りはいまだ解消されないままである対策を早急を実施すること。

【会社回答】

雨漏りは漏れ箇所を雨受けを設置する等、発生の都度修繕を実施している。今後も、不具合等、発生または発見した場合は直ちに管理者に連絡されたい。調査のうえ作業所へ修繕依頼を行う等、適切に対処する。

- (2) 台車組立装置の軸箱支持装置を物が挟まらない構造に早急に改修すること。

【会社回答】 現行通りとする。

- (3) 総点呼、作業点呼は事務所棟6階で行なうこと。

【会社回答】 現行通りとする。

- (4) 管理者による労働監視をやめ、作業者の声を聞く体制を整えること。

【会社回答】

労働監視の事実はない。検修作業の品質向上・社員の労災防止・工程管理等を目的とした必要な点検指導を行っている。

(5) 昼の KYT 活動をやめること。

【会社回答】

労災防止、ヒューマンエラー防止の為の取り組みであり、現行通りとする。

(6) 年休を最優先とし、年休を抑制する見習いと出張はやめること。

【会社回答】

現行通り、申込日等の諸要素を勘案した結果年休が発給出来ないケースもあることは理解されたい。

(7) J 職群の検査業務就労者の選定理由を明らかにすること。

【会社回答】

必要な教育を行ったうえで、本人の適性を見て総合的に判断して決定している。

(8) 勤務時間外の勉強会等を超勤扱いとすること。

【会社回答】業務指示は業務上の必要により会社が判断する。

(9) 会社が主催するレクリエーション活動での事故・怪我は労災扱い同様の処置とすること。

【会社回答】

これまで通り、業務または通勤に起因する災害を労災として取扱う。

(10) 昇進試験の取り扱いは自己の時間とせず勤務時間扱いとすること。

【会社回答】支社権限外事項である。

(11) 職場での本人意志を無視したプロジェクト参加強要をやめること。

【会社回答】

プロジェクト「One STEP」活動に統合したが、その指定は個々人の能力、適性を総合的に判断している。

(12) 強制される個人業研をやめること。

【会社回答】

研究業務の指定は個々人の能力、適性を総合的に判断している。

(13) 技術力向上の観点から活発な輪軸・台車グループの交流をはかること。

【会社回答】

必要な交流は既に行っているため、現行通りとする。

(14) 希望する社員全員に特殊技能資格（フォーク、電気・ガス溶接、クレーン、砥石取り扱い、有機溶剤等々）の教育資格を与えること。

【会社回答】

資格取得については、必要数、及び個人の能力、適性等を総合的に判断し指定している。

(15) 点呼時の制服を夏服、冬服と強制せず作業に即したものにすること。

【会社回答】 そのような考えはない。

(16) 油脂等の庫内への運搬は、安全面からも以前のとおり外注作業とすること。

【会社回答】 現行通りとする。

(17) 始業点呼時間は総点呼も含め5分以内とすること。

【会社回答】

現行通りとする。点呼などによって5分以上になる場合もあるが、作業は問題なく終了している。

(18) 大修職場の軸パレット移動用ローラーを自動搬送とすること。

【会社回答】 現行通りとする。引き続き、必要な改修等は行っていく。

(19) 中修検圧作業場の冷房能力を強化すること。

【会社回答】 現行通りとする。

(20) 社員の健康管理のため、資材庫、新検修庫の屋上をキャッチボール、テニス等できるように改修すること。

【会社回答】 そのような考えはない。

(21) 転勤者の挨拶及び各種表彰は終了点呼前に行うこと。

【会社回答】 現行通りとする。

(22) 事務所棟内フラパーゲートを撤去すること。

【会社回答】 セキュリティの観点から、現行通りとする。

(23) 新入社員の玉かけ・クレーンは学園教育の一環として資格を取らせること。

【会社回答】 必要な社員に、必要なタイミングで取得させており、現行通りとする。

(24) 天井クレーンの免許取得を要請すること。

【会社回答】 資格は必要に応じて適切に取得させているため、現行通りとする。

(25) 事務所棟内フラパーゲートを撤去すること。

【会社回答】セキュリティの観点から現行通りとする。

VI. 各出向会社の職場改善要求

1. (株)新幹線エンジニアリングに関する改善要求

① 基本要件について

(1) 作業場をブース化し冷暖房を完備すること。

【会社回答】現状で対処されたい。

(2) 作業服専用の大型洗濯機を設置、またはサービックへの委託すること。

【会社回答】

他会社のことであり支社権限外事項である。

(3) 60歳退職辞令式参加に際し、全日勤務開放とすること。

【会社回答】

出向会社が必要性等を鑑みて決定するものである。

(4) 朝の回送指定バスを8時05分定時出発とすること。

【会社回答】現行通りとする。

(5) SEKの基準労働時間を7時間30分から7時間15分とすること。

【会社回答】

他会社のことであり支社権限外事項である。

(6) 17時25分発のバスを大型バスとすること。

【会社回答】

利用実態に合わせて今後も適切に判断する。

② 設備・環境について

(1) 作業着、夏・冬用を最低でも5着以上増貸与を図ること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、作業に必要な枚数は貸与していると認識している。

(2) 屋根の上作業時の防暑対策として、空調服ファン付き作業服を貸与すること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、作業に必要な服は貸与していると認識している。なお、熱中症対策については、それぞれの会社が担う業務内容や作業

性を鑑み行っていると認識している。

- (3) 仕業現場詰所の防音対策をすること。具体的には、壁、窓ガラス、出入り口引戸、換気扇の防音処置をする。(JR 仕業からインターホンで作業連絡が行われているが、本線と庫の電車の騒音で聞こえない)

【会社回答】現状で対処されたい。

- (4) 防寒のため床置きストーブを設置する

【会社回答】現状で対処されたい。

- (5) 仕業庫 0 番～5 番のパン点検通路 12 号車位置の踏み板を改善すること。(12 号車位置の踏み板と車両との段差が大き過ぎるので、スリ板を持って渡るのに転倒の恐れがある)

【会社回答】現状で対処されたい。なお、足元には十分に注意されたい。

- (6) パン点検台に出入りする押しボタンのスイッチ位置、あるいは、扉を改善すること。
(パン点検通路に登る際に押しボタンを扱って扉を開けて出入りするようになっている。入る時は、門の外側にあるスイッチを押して入るが、出る時は、門に入り込んで中にあるスイッチを押さないと扉を開けることができない。スリ板や作業工具等を運搬しながら、門の中にあるスイッチを押して、それから門の扉を引く(仕業庫 2～7 番) ために一歩引く形になり、スリ板や作業工具等を落としてしまいかねない)

【会社回答】現状で対処されたい。なお、足元には十分に注意されたい。

- (7) 仕業庫にある 4 号資材倉庫の扉を軽量な扉に改善すること。(扉が重いため、スリ板や部品を持ったまま扉の開閉をすると手を挟みそうになるため)

【会社回答】現状で対処されたい。なお、作業時には足元に十分注意されたい。

- (8) 洗濯機を増設すること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項である。

- (9) 仕業庫の防暑対策として、天井の明かり取りを調光もしくは、断熱材を入れたものとする。

【会社回答】現状で対処されたい。

- (10) 台交試運転が、翌日に変更した際の昼食時間を確保されたい。(車内で済ませている現状)

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項である。

3. (株) 関西新幹線サービック（鳥飼基地関係）に関する改善要求

① 労働条件に関する改善要求について

(1) 作業開始を8時40分からとすること。(8時20分からの点呼は毎回、25分で終わらない。移動時間に食い込んでいるため)

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項である。

(2) 現行の作業ダイヤ時間、小A、中A、8両編成小A、中A全て5分間延長すること。(見直し点検の時間が無い)

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。

(3) 連続作業を行うときは、1・2、3・4、5・6番線を使用すること。(中間車両からは約400M歩かなければならないため)

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項である。

(4) 車掃作業連続二本以上の作業は止めること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。

(5) 昼休憩時間を、11時～13時以内と設定すること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。

(6) 作業ダイヤ表に書かれている時間が作業開始時間になっているが、到着してドアが開いた時点から作業開始時間とすること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。

(7) 車掃作業時、他の組との隣番線作業は止めること。(道具がひとつしかないため)

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。

(8) 朝の準備体操は勤務時間内とすること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。

(9) 禁煙者の喫煙ルームの作業は止めること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。

② 設備・環境について

(1) 0番線1ユニットの水場が離れている為、近場に設けること。

【会社回答】現状で対処されたい。

(2) 西詰所の防音対策をすること。

【会社回答】現状で対処されたい。

(3) 作業着、夏・冬用を最低でも5着以上増貸与を図ること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項である。

(4) 洗濯機を増設すること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。

(5) 濡れたタオルを干せる場所を設置すること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。

(6) 始業点呼時の整列方法を容易にすること。(整列方法がなかなか理解できない)

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。

③ その他の改善要求について

(1) 安全当番者に手当を支給すること。

【会社回答】支社権限外事項である。

(2) 災害時(地震、台風、その他の天災)に帰宅困難が起きた場合の対応で、タクシー券を配布すること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項である。

(3) 帰宅困難時、自分が手配した宿泊代を支給すること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項である。

(4) 残業が発生する場合は、作業員1人1人に聞き取りをし、本人の同意を求めること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項である。

(5) 熱中症対策でポカリスエット飲料水(スポーツドリンク)等を詰所に常備すること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項である。

(6) 翌日作業勤務分担表を前日の昼までに公表すること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項である。

(7) 一日の作業本数は8本以下とすること。一本増えるごとに手当(一本500円)を設けること。

【会社回答】支社権限外事項である。

(8) 便洗作業は汚損手当(一日300円)を設けること。

【会社回答】支社権限外事項である。

(9) 二階の詰所を拡大すること。(夕方になったら長椅子に座れなく立っているため作業が終わったら三階の詰所に上がるようにすること。)

【会社回答】現状で対処されたい。

(10) 朝の作業準備(クロス洗い)時間を10分設けること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項である。

(11) クリップライトを現在のものより明るい物に変更すること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項である。

(12) 東・西詰所内の一部監視カメラの向きを変えること。(作業者に向けられているため)

【会社回答】現状で対処されたい。

会社は社員に駐車場を確保する義務はない！

新規受付はしない！過去の申請は無効！

組合：駐車場に空きスペースがあるのに、なぜ貸さないのか。

会社：鳥飼の不便さは分かっているが、交通事故等のリスクが車があるので、公共交通機関での通勤と考えている。

組合：駐車許可証を申請していれば、何らかの回答は頂けるのか。

会社：現状は貸さないルールである。申請されても今は何の効果もない。

組合：10年前に申し込んでいる人はどうなるのか。

会社：過去の申請は無効。会社は社員に駐車場を確保する義務はない。恩恵的に車通勤の人に与えていただけ。

組合：場所、スペースもあるから恩恵的に続ければ良いじゃないか。

会社：会社の考えは公共交通機関が基本と考えている。

朝の台検点呼場所は所長判断！

組合：朝の点呼を台検だけ現場で何故行うのか。

会社：スペースの問題。

組合：終了点呼は6階詰所で行っている。スペースという理由はおかしい。

会社：体操という意見、考えもあると聞いている。職場としての判断と考えている。

組合：始業時に隣の更衣ロッカーで着替えて隣の点呼場に行くのと現場の点呼場に降りて行くのでは6分半、7分は違う。この時間は自己の時間でしょ。こんな差別して良いのですか。

会社：働く場所まで労働者自身で来て頂くことが原則。

組合：ヘルメット、安全靴、制服等の着用で点呼を受けるように命じている。そのような着替え時間を労働時間にしなさいという最高裁判例に逆行している。

会社：重厚な保護具を着用する一部企業の判例があることは知っているが、当社は法令等に問題はない。

組合：新しい庁舎ができて台検だけ現場で点呼を行うのはおかしい。

会社：個々の職場の判断でやっている。台検の扱いで問題無いと考えている。

乾燥機等の修理は速やかに対処している？

組合：洗濯機が足りない。

会社：現状で問題無いと職場から聞いている。

組合：故障を報告しても3週間故障のままである。

会社：個別のことは分からないが、適切に対応している。

組合：適切に対応していると言うが、3週間は遅い。

会社：様々なケースがあると思うが速やかに対処している。

組合：3週間が速やかじゃないと言っている。

検修作業ダイヤは効率よく作業を進めるため！

組合：検修作業ダイヤを検証した結果は。

会社：高い効率があったと認識している。

組合：検修作業ダイヤを行うメリットは何か。

会社：鳥飼基地の中の作業をより円滑に進めるために効果はあると考える。

組合：時期ダイ改から実施していくのか。

会社：いつからと言うことが決定したものはない。

現場自転車の管理は占有している職場！

組合：自転車の管理責任者は誰か。

会社：占有しているところが管理者となる。

組合：仕業・申告班で点検・修繕する時間がない。

会社：考え方としては占有している現場で管理して頂く。

**会社は、社員が安全の為に改善を求めているのに、
なぜ聞く耳を持たないのか！？**

事故や労災が発生してからでは遅いのである！

直ちに安全最優先で、職場環境改善を行うこと！

以上